

1. 議事日程第1号

(平成21年第6回大口町議会臨時会)

平成21年5月28日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等  
の一部改正について、並びに議案第41号 大口町副町長の選任について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鉄	教育長	長屋 孝成
地域協働部長	大森 滋	健康福祉部長	村田 貞俊
建設部長	近藤 則義	総務部長 兼政策推進課長	森 進
生涯教育部長	三輪 恒久	会計管理者	星野 健一

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久

議 会 事 務 局 長  
次

佐 藤 幹 広

### 開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成21年第6回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

### 会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 吉田正議員、2番 田中一成議員を指名いたします。

### 会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

### 諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の4月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 議案第40号及び議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、並びに議案第41号 大口町副町長の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきます。今回上程議案の説明をさせていただきます。

議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。人事院の臨時勧告に伴う関係条例の一部改正であります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明をさせていただきます。

引き続き、議案第41号 大口町副町長の選任についてであります。

この案を提案するのは、副町長が平成20年12月22日から不在に伴い、丹羽郡大口町竹田二丁目183番地、昭和26年9月2日生まれ、森進氏をお願いするものであります。このことにつきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） それでは議案第40号について、総務部長、説明をお願いします。

総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの指名をいただきましたので、議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

今回の条例改正は、既に新聞等で報道されていますが、本年の民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月期で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当という観点で、去る5月1日付で行われました人事院勧告に基づき、職員の給与、常勤の特別職及び議会の議員の6月に支給される期末手当等についてそれぞれ支給月数を凍結するものであります。

改正の方法につきましては、それぞれの条例の一部改正を一つの改正条例で改正を行うものであります。

以下、改正文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例。

（大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）。

第1条、大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第6項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、

同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)。

第2条、大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和36年大口村条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第4項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(大口町職員の給与に関する条例の一部改正)。

第3条、大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)。

第20項、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、3ページには新旧対照表を、4ページには改正要旨を、それぞれ添付をいたしましたので、参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

ここで、議案精読のため10時まで休憩といたします。

(午前 9時43分)

議長(齊木一三君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時00分)

議長(齊木一三君) これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) まず、今回の人事院の勧告ですけれども、通常の事前の調査は極めて小規模で不十分なものであるというふうにも言われておりますけれども、人事院はどのような調査に基づいてこの勧告を出してきたのか、まずは御説明いただきたいと思います。

それから、議員あるいは特別職については、夏の期末手当を1.6ヵ月を0.15ヵ月減じて1.45にすると。一般職については、0.20ヵ月分を減額するということです。再任用は0.10ヵ月減額をすると。計数的にはこういうことになっておりますが、この違いはなぜ出ているのか。さらに、一般職等についての平均的な減額幅というのはどのような状況なのでしょう。

質問回数が限られていますので、大枠的な立場でもう一つ質問しますが、今日本の政党の中で、この大不況に対応するために何を改めていかなければならないのかということで共通認識があります。外需頼み・輸出頼みの脆弱な日本の経済体質を、内需主導の経済体質に改めなければならない。これは各政党共通の認識で、盛んに国会でもそういう立場での論戦が繰り広げられております。つまり、勤労者の懐を暖めて、その消費購買力をつけて内需を喚起することによって健全な経済体質をつくっていくことが大切なんだということでありまして、今、確かに民間は経営不振の中でボーナスやあるいは残業手当がなくなったりして、ボーナスも減額されるというようなことは言われておるわけでありまして、一方で、とりわけ大企業については、利益剰余金など多額の内部留保を抱えていて、リストラや給与の減額は一方で大いに進めるけれども、株式配当などについては高水準を保ち続けていると。これは異常な状況だというふうにも言われているところであります。今必要なのは、大企業の社会的な責任をきちんと果たして、雇用をきちんと確保する。このことと同時に、従業員に対する賃金も体力ある限りきちんと維持をすべきだと、少なくとも。ということが私は大切なことであろうというふうに思っておりますが、残念ながら日本の大部分の大企業がそういう社会的な責任を果たさずに、労働者にだけどんどんとしわ寄せをして、雇用の破壊と、そして人件費の削減を大胆に切り進めている状況は、内需を喚起し、そして内需の喚起によって健全な日本の経済体質を育て上げていくということに全く見向きもしない、反する、そうした経済行動をとっていることは甚だ私は遺憾に思っているところであります。

いずれにしても、民間のとりわけ大企業の反労働者的な人事政策に見習って、民間がボーナスをカットする、だから公務員もカットするんだというのは甚だ短絡であって、民間こそ、とりわけ大企業こそ、そうした姿勢を改めるべきであって、民間に倣って、ついでに公務員の一時金も減らすなどということは、内需を喚起して日本の経済体質を強いものにしていくということに私は反すると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 今回の臨時の人事院勧告につきましては、例年ですと国家公務員の給与の体系につきましては、5月から7月に職種別の民間給与の実態調査を行って、8月に人事院が勧告をするというような流れになっておりますが、今回の臨時の特別調査につきましては、これを4月7日から24日までの間に本年に行うこととしている職種別の民間給与実態調査の対象企業から抽出した約2,700社を対象に平均支給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等を把握するための特別調査を行った上での勧告であります。それから、職員の減額幅でございますが、おおむね9.3%の減であります。それから、一般職の減額0.2月と議会の議員、さらには常勤の特別職の減額の月数が違うということにつきましては、基本的に一般職の給与の状況等を人事院勧告、さらには人事委員会の報告等を受けて、私どものような市町村においては給与体系あるいは手当等について決まっていくというような状況の中で、今回、民間での特別調査をした中で減額幅を考慮し、現在支給をされておるそれぞれの金額に対してふさわしい減額幅ということで設定をされたというふうに認識をいたしております。

それからもう1点、短絡的にというようなお話があったわけでございますが、そのようなことで今回の期末・勤勉手当の0.2月分を凍結をしたというふうには思っておりません。ただ、民間の厳しい状況等を考える中で、やはり我々公務員として、それをそのままがいいのかという、また、それは住民に対する説明責任が果たせるのかというような観点で人事院勧告、さらには愛知県の人事委員会の報告に基づいて本町においても今回条例改正を行って6月期の期末・勤勉手当の一部を凍結するというものであります。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 9.3%の減ということですが、平均的な実質減額はどれだけなのか。

今、民間では残業がなくなる、出勤日が少なくなるということで、平均的な皆さんのそうした状況等をお聞きしますと、ひどい人は手取り額が1年前の3分の1程度は減っているというようなひどい状況もあることは確かでありまして、そういう中でどういうことが起きているかといいますと、住宅ローンを組んで家を建てようとしたけれども、契約をすることができなく

なった。あるいは、結婚をするため結納等を進めようと思ったけれども、それもおくらさざるを得なくなった、などなど大変な状況があります。結婚したくてもできなくなったという若者の話も聞いておるところでありますけれども、そういうことをとりわけ若い皆さんに招くというようなのは非常に大変なことで、これは大口町の職員でも私は同じような状況があるのではないかというふうに思っております。そういう意味で、大変その実質額が気になるところでありますので、ひとつ説明をいただきたいと同時に、かつては大口町の職員の給与の問題でいろいろとやりとりをした記憶がございますが、国家公務員と大口町の職員との給与の比較をいたしますと、ラスパイレス指数という言葉が使われますけれども、大口町の職員は92%程度、国家公務員の92%程度にとどまっていると。従来はもっと高かったわけですがけれども、どんどんこの率が下げられてきているという中で、この近隣の自治体の中でも最も低い水準になっているということで、とりわけ若い職員の皆さんの中には大きな不満が私はあるのではないかというふうに感じているところでありますけれども、そういう意味で大口町の職員のこの給与水準については92%程度で、それはしようがないんだというふうにかつて執行部の皆さんは言い切っておりますけれども、こういうことで本当に人事評価とかいろんなことを言っておりますけれども、すべての職員の皆さんが、やる気になって本当に意欲を持って仕事ができるというような状況を給与面においてきちんとカバーすることができない状況に私は陥っているし、また、今度のこうした一時金のカットというような事態も職員の皆さんの仕事にかかわる士気の低下を招かざるを得ないということではないかと思っておりますが、それらの点についても御所見を伺っておきます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） まずは、ラスパイレスがこの近隣の中で大口町が低いという御指摘であります。92というようなのは、私の手元にある資料でいきますと16年・17年・18年・19年あたりが92台ですね。平成20年においては94.7という数字が出ておまして、この94.7というのは県下の町村を見ても上位ではありませんけれども中位より上という状況にあります。それから、実質この9.3%による影響額ですが、給料そのものの額が違うもんですから平均ではありませんけれども、職階でいきますと、まず今お話がありました中堅というか主査級でいきますと、7万2,900円から9万2,400円ほどの減額になるということでもあります。そして、一般の主事あるいは主任までの職員につきましては、おおむね3万4,000円から8万円ほどの減額になるということでもあります。

それから、今も議員の質問の中にあつたわけですがけれども、民間での厳しい状況、そういう状況をお聞きをすれば、なおさら公務員だけが今の現状を維持していくということは、説明責任が果たせないというふうに思います。ですから、そういうものを勘案してこの臨時の人事院

の勧告がされたというふうに思っておりますし、それを受けて我が大口町においても実施をする必要があるということで判断をし、提案をさせていただいたものであります。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） まず、人事院の今回の特別勧告ですけれども、今説明があったように2,700社を対象に調査を行ったということなんですけれども、しかし調査期間が短かったために2,700社からの回答率も非常に低かったそうです、一方で。だから2,700社全部を対象に調べたわけじゃないんです、現実には。中途半端なところで、とにかく6月に間に合わせないかんといいことで出したというのが今回の人事院の勧告なんですね。そういうことじゃないんですか。2,700社全部調べたというふうになっていますか。なっていないはずですよ。だから、その点は非常に認識が私どもとは違うなあということを感じるわけなんですけれども、現実にはそういうことなんです。それからもう一つは、今回のこの条例には、議会の議員、それから町の特別職、それから一般職と、この三つの職種について一括して要するに提案されておるわけなんですけれども、私は今回一般職の方たちの方が影響が大きい、そういう内容になっとりゃせんかなと思うんですね。というのは、まず0.2ヵ月の減額というのは、これをどう見るのかということなんですけれども、例えば私は今どういうふうになっておるのか知りませんが、ここにおられる人たちは役職加算というのが加算されていますよね。部長さんたちだと最高の20%を多分加算されておられるんだろうというふうに思うんですけれども、だとするならば、実質0.2ヵ月分以上の減額がされるんじゃないですか、現実的には。そういうことになるんですよ。役職加算がありますからね。何ヵ月というふうに見るだけじゃなくて、役職加算を考慮すれば、0.2ヵ月分以上の減額になっているんです。これは多分、今の給料表の等級では私はわかりませんが、以前だと4の17以降は例えば5%の役職加算をつけるだとか、5級の人については5%つける、6級の人には10%つける、7級の人には20%つけるとか、そういうふうに役職加算がついたはずなんですけれども、今も多分そういうのが生きていると思うんですけれども、そうすると実質一般職の方については、一定の役職のある人については0.2ヵ月分以上の減額がされるんです。じゃあ特別職と議員はどうかということを見ていくと、実は、ここには一つからくりがありまして、まず期末手当の基礎額というのはどうやって出すのかということなんですけれども、それぞれのもらってみる給料に1.45倍、要するに45%を掛けるんです。45%増しにするんです。1.45を掛けるんです。それが期末手当の基礎額になってくるんですね。それで、それぞれの月数を掛けるわけなんですけれども、しかし、特別職については一般職と違っていて、今回の減額の幅は0.15ヵ月になっています。この0.15ヵ月、何でこういうことになるの

かということ、特別職には勤勉手当がないんですね。だから、勤勉手当がない分を調整するがために、実は給料に1.45倍、要するに45%増しという特別なルールを設けて、実は給料そのものを膨らましていくんです。その上で期末手当が計算されている。そういうことなんです。だから、特別職の場合はそれで計算していくと、実質0.2ヵ月分の減額で済むんです。実質ですよ。期末手当はないけれども、しかし、期末手当も考慮してもらったものとして考えると、特別職の場合は0.2ヵ月分で多分済むと思うんです。ところが一般職については0.2ヵ月分丸々減額するという提案ですから、役職手当をもらってみえる人については、さらに月数的に考えると減額になってしまうんですよ。そういう意味では、これは非常に特別職と一般職との間で、これは整合性のあるものというふうに私は言えるのかといえ、言えないような気がしてならないんですね、現実的に。さっき部長さんが言われた、最初、入ったばかりで多分主任クラスぐらいまでの人たちだけを対象にしておれば、それは役職加算がないわけですから0.2ヵ月分の減額だと言われれば0.2ヵ月分の減額ですよ、多分。ところが、多分主査以上ぐらいになると役職加算が入ってくるものだから、多分ですよ、私の勤ですけれども、そうすると0.2ヵ月分以上の減額になっちゃうと思うんですよ。私の考えというのは、間違っていますかね。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） まず人事院の今回の勧告をするについての特別調査の状況をちょっと今一部御紹介があったわけですけど、お話をさせていただきますと、先ほどもちっとお答えをしましたが、民間企業の状態を調査するために例年5月から7月に実施しております約2,700社を対象に4月7日から24日の間に実施したというものでありまして、この調査の完了率はおおむね75%だというふうに聞いております。そして、またこの2,700社のうち夏季一時金の決定済みがされておる企業が2,700社のうちの340社ほどだと。ということで、これは企業割合でいけば13%、あるいは従業員数の割合でいけば20%弱だということがあります。そして、この時点では全体の約8割の従業員の方の夏季一時金が未定であったというような調査結果も出ております。そして、そのうちの決定済みの企業、先ほど言いました340社における夏季一時金の対前年の増減率につきましてはマイナス14.9%となっておるということから、先ほどお話をしましたそういうものを勘案しまして0.2ヵ月分の期末・勤勉手当の一部凍結ということが勧告のこの調査の結果を受けた内容であります。それから、今お話がありました一般職につきましての期末手当の算出につきましては、期末手当基礎額というようなことで条例の中には明記してあるわけですが、それでいきますと一定の基準日における職員の給与、それから扶養手当の月額に地域手当の月額を合算したものを、合計したものが期末手当の基礎額というものになるわけでございます。それで管理職については云々というお話があったわけですが、今もお話をしましたように、この期末手当基礎額には給料、そし

て地域手当、さらには扶養手当が入っておるわけでございますので、管理職手当、管理職加算というものと合わせて扶養の実態、状況によっては、そこでも差異が生じてくるということでもあります。ですから、職員の給与体系、あるいは手当の算出方法については、私どもは現行の制度が妥当だろうというふうに認識をしておりますし、今お話がありました具体的に管理職、さらには一般職、管理職加算がある者となない者との差額について詳細に今言われる部分での影響額というか減額幅というんですか、そういうものについてはちょっと試算をしておりますので具体的な数字ではお答えはできませんが、現実におきましても期末手当は今言いました給料、さらには扶養手当、そして地域手当の月額合計額が基礎額になって、それから算出をされるという状況でありますので、管理職加算だけが云々という今の見解とはちょっと違うのかなというふうに思っております。

( 挙手する者あり )

議長( 齊木一三君 ) 吉田正議員。

1 番( 吉田 正君 ) ところが、管理職加算は扶養手当は含まないんです。これは条例を見ていただくとわかりますけれども、管理職加算は20%まで出してもいいですよということになっておるんですが、これは給料と地域手当が管理職加算の基礎額なんです。この条例を見る限り、扶養手当はこの中に入っていないんですよ。だから、期末手当の基礎額の中には確かに給料と扶養手当、そういうものが入って、それに地域手当がプラスされるということで、それについては個々のばらつきがそりゃあありますよ、扶養があるかないかという点でいけば。しかし、役職加算というのは、役職につけば20%までもらえるわけですから、それも減額されるんですよ。要するに0.2ヵ月分減額されるんです、役職加算分の。だから、役職加算をもらっている人たちは必ず0.2ヵ月分以上の減額になるんですよ、どうやっても。私は例規集を見ながら質問させてもらっているんだけど、それで間違いがあるのかと聞いておるんだけど、見解がどうのこうのなんてことは聞いておらんのですよ。間違いがあるのかないのかどっちなんだということ聞いておるわけだから、そのことに答えていただかないといかんのじゃないですか。私はそういうふうに思うんです。私の考えはそうですよ。だから、0.2ヵ月分以上を一般職の場合については影響を受けるんですよ、どうやっても。ところが、特別職はそういうことではないんです。勤勉手当をもらってない分を補てんするために、要するに45%増しにしてあるんですよ、もともと給料に。それに今の一般職と同じような期末手当の月数を掛けて期末手当が支給されているんです。それで計算していくとそんなに変わらないんです。例えば勤勉手当分を入れた場合、基礎額に45%増しせず計算した場合と、いろいろ計算してみるんだけど、変わらないんです。だから、そういう意味では特別職については実質0.2ヵ月分の減額になるんです。特別職はですよ。ところが、部長さんや係長さんや課長さんや課長補佐さんたちは、

実質的に0.2ヵ月分以上の減額になっちゃうんです。役職加算も減額されるんだから。だから、そういう点でこれは不平等じゃないですかということを私は言っておるんですよ。私の言っていることが間違っているのか間違っていないのか、それを答えてほしいんですよ。さっきからそう言っているじゃないですか。あなたの見解を聞いているわけじゃないんですよ。

議長（齊木一三君） 暫時休憩します。

（午前10時27分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） どうもすみませんでした。

今の吉田議員さんからお話がありましたように、期末手当の算出の中に先ほど私は給料、そして扶養手当、そして地域手当が期末手当の算出の基礎額になるということで御回答申し上げたわけですが、さらにそこに基本給、要するに給料の月額に役職加算率を掛けたものが加味をされて期別支給割合というものが算出されてくるということで、この役職加算率をプラスし、なおかつ期別支給割合を掛けることによって管理職というんですか、そこらあたりに対しては実質0.2ヵ月以上の要するに減額幅になるのではないかとということでございました。それで、今いろいろと少ない時間の中で調査をしてみたんですけれども、先ほどもお答えをしましたように、今回それぞれの職階における影響額を事前に算出はいたしました。さらにその中身について分析をして臨んでおりません。申しわけないんですけれども、今言われた役職加算率による減額幅の多い少ないというか、影響というんですか、そのものについては今それだけの試算を申しわけないがしてございませんので、ちょっと吉田議員さんの言われる、どうなんだというところの肝心な部分については、今それをお答えするだけの資料がございませんので、申しわけございません。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 少なくとも私の言ったことについては否定はされなかったわけですよ、今の議論の中でいくと。だから、実質、役職加算をもらっている人については、実質的に0.2ヵ月分以上の減額になるんですよ。だから、そういう意味では今回これは特別職の減額と一緒に合わせて提案してきているのに、片や特別職は実質0.2ヵ月分の減額でいい、片や一般職は実質0.2ヵ月分以上減額になる人もこの中に出てくるということで、非常に私は不公平だと思

うんですよ、提案してくるに当たって。だから、私はこの議案そのものがこんな不公平なもの  
は取り下げるべきだというふうに思うんですよ。不十分です、そういう意味では。本当に職員  
の人たちのことを考慮されてやってきたのかどうなのかということは、甚だ私からすれば調査  
も不十分だし、例規をちょっと読めば、そのくらいのことは私はわかるというふうに思うん  
ですけどね。私ですらこれはわかるわけですので、だからそういう意味では取り下げていただ  
きたいというふうに思いますが、この議案については。いかようにお考えですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 吉田議員さんからの役職加算による影響幅というん  
ですか、それについては私の今の話で調査不足、あるいは勉強不足でお答えをすることができ  
ませんでした。しかし、今回提案をさせていただきました議案の給与条例等の一部改正につ  
きましては、先ほどもお話をしましたように、この夏季における民間での一時金の状況、そう  
いうものを勘案して人事院が勧告をされました人事院勧告、さらには愛知県における人事委員会  
の報告等を受け、本町においてもやはり今の経済状況、さらに民間の状況を勘案して勧告のと  
おり、一般職につきましては0.2月分凍結をするということで提案をさせていただいたもので  
ありまして、今御質問にあります、取り下げるといようなことについては考えておりません。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって、議案第40号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第41号 大口町副町長の選任について質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） ないようですので、これをもって議案第41号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改  
正について討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 反対の討論をさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも御指摘をいたしましたけれども、日本の大企業のほとんどが、この不  
況とはいえ利益剰余金など多額の内部留保を抱えてその体力は十分に強いものを持っている企  
業がほとんどであります。今、生産高を落とさざるを得ないというような状況があるんですけ

れども、しかし雇用を確保し、従業員の賃金水準を維持するだけの十分な体力があり、一方では株式配当は高水準を維持し、役員報酬は以前と比べると莫大な役員報酬を受け取り続けているというような状況があります。内需を高めて健全な経済を日本国内でつくっていくということであれば、今必要なのは、国民の懐を暖めて、そして内需を高めていくことであります。民間がみずからの社会的な責任を果たさずに従業員にしわ寄せをして一時金などのカットをし、雇用をどんどんと破壊している。民間が厳しいから公務員もその厳しさを甘んじて受けなければならぬという発想は極めて単純で、日本の内需を高めて強い経済体質をつくっていく、そのためにとりわけ民間の大企業はその責任を果たすべきだと言って、行政が指導するのが当然の私は状況だというふうに思うんです。それを、民間大企業の人件費削減の間違ったやり方に公務員も倣っていくのが当然だという発想は極めて私は今の時期に適さない施策であるというふうに指摘をせざるを得ません。いずれにしても、民間と官を対立的にとらえて、そこに働く人たちの労働条件を切り下げることが競い合うというようなのは私は愚の骨頂だというふうに言わざるを得ません。とりわけ、大口町の職員の皆さんの給与水準等は決して高くない状況であります。今後は、そうしたことに十分に配慮をされて職員の皆さんが意気盛んに仕事に励めるような給与条件、労働環境、こうしたものをきちんと整備をし、充実をしていただくことを要望して、私の反対討論とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 議案第40号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の3条例の一部改正は、景気悪化により民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、人事院が本年4月に特別調査を実施し、5月1日付で国会及び内閣に対し6月に支給される国家公務員の期末・勤勉手当の額を引き下げよう臨時勧告を行ったことを受け、一般職の給与に関する法律等が一部改正されることに伴うものであります。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化による現在の経済・社会情勢等を考慮した上での3条例の一部改正は適切なものであると判断し、賛成するものであります。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第40号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号 大口町副町長の選任について討論に入ります。  
ありませんか。

( 発言する者なし )

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の採決に入ります。

この採決は、会議規則第80条の規定により無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

( 議場閉鎖 )

議長(齊木一三君) ただいまの出席議員数は14名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 柘植満議員、4番 岡孝夫議員を指名  
いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願いま  
す。

なお、会議規則第82条の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は  
反対とみなします。また、棄権についても白票と同様反対とみなしますので、誤りのないよう  
お願いいたします。

( 投票用紙配付 )

議長(齊木一三君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長(齊木一三君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

( 投票箱点検 )

議長(齊木一三君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

1番議員から順番に投票願います。

( 投 票 )

議長(齊木一三君) 投票漏れはありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長(齊木一三君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

柘植満議員、岡孝夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議長(齊木一三君) 投票結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票。有効投票のうち、賛成7票、反対7票であります。以上のとおり賛成、反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

議案第41号 大口町副町長の選任については、賛成、反対、いずれも過半数に達していませんので、現状維持の原則により、議長は同意しないことと裁決いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

#### 閉会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年第6回大口町議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時50分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長            齊 木 一 三

大口町議会議員           吉 田       正

大口町議会議員           田 中 一 成